

**令和3年度
補正予算説明資料
(5月18日臨時会)**



大台町

1 補正予算の要旨

今回の補正予算は、条例の一部改正に伴う関係予算及び和解に伴う次の関係予算について、所要額を補正するものです。

- ①大台町介護保険条例の一部改正に伴う介護保険料軽減に係る関係予算
- ②大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う指定管理者選定審議会の関係予算
- ③平成24年度林道春日谷線災害復旧工事に関する和解に伴う関係予算

2 補正予算の規模

(単位：千円、%)

| 会計名称 | | 予算現計 A | 補正額 B | 補正後累計 C | 増減率 B/A |
|----------|-------------------|------------|----------|------------|------------|
| 一般会計 | | 7,311,000 | 821 | 7,311,821 | 0.0 |
| 特別 会計 | 国民健康保険事業 特別会計 | 1,180,992 | — | 1,180,992 | — |
| | 介護保険事業 特別会計 | 1,645,066 | 0 | 1,645,066 | 0.0 |
| | 生活排水処理事業 特別会計 | 305,017 | — | 305,017 | — |
| | 後期高齢者医療事業 特別会計 | 322,149 | — | 322,149 | — |
| | 小計 | 3,453,224 | 0 | 3,453,224 | 0.0 |
| 企業 会計 | 水道事業会計 | 918,406 | — | 918,406 | — |
| 合計 | | 11,682,630 | 821 | 11,683,451 | 0.0 |

※水道事業会計は、収益的支出と資本的支出の合計を計上しています。

※補正がない会計（補正総額がゼロを除く）は、「—」で表記しています。

3 会計別の主な内容

一般会計

■歳入

- (1) 国庫支出金 143千円
介護保険料軽減に伴う国負担分として介護保険低所得者保険料軽減負担金143千円を増額補正します。
- (2) 県支出金 72千円
介護保険料軽減に伴う県負担分として介護保険低所得者保険料軽減負担金72千円を増額補正します。
- (3) 繰入金 606千円
財源調整のため、財政調整基金繰入金606千円を増額補正します。なお、補正後の財政調整基金繰入金は、268,116千円となります。

■歳出

- (1) 総務費【目：一般管理費】 34千円
大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い関係予算である指定管理者選定審議会委員の報酬30千円と費用弁償4千円、合わせて34千円を増額補正します。
- (2) 民生費【目：介護保険費】 287千円
大台町介護保険条例の改正に伴い介護保険料軽減を行うことで生じる公費負担分を特別会計側に繰出すため、介護保険特別会計繰出金（保険料軽減分）287千円を増額補正します。
- (3) 農林水産業費【目：林道費】 500千円
平成24年度の林道春日谷線災害復旧工事において発生した、山林の無断使用について、和解を行うために必要な予算として、用地購入費363千円、賠償金137千円、合わせて500千円を増額補正します。

介護保険事業特別会計

■歳入

- (1) 保険料 △287千円
大台町介護保険条例の改正に伴う介護保険料軽減措置として、軽減額及び対象者数が確定したことに伴い、所要額として現年度分特別徴収保険料287千円を減額補正します。

(2) 繰入金

287千円

大台町介護保険条例の改正に伴う介護保険料軽減額は、全額公費負担となることから、所要額を一般会計より繰入れるため、低所得者保険料軽減分 287 千円を増額補正します。